

(証券コード 3181)
平成25年 5月 15日

株 主 各 位

名古屋市港区川西通五丁目12番地
株式会社買取王国
代表取締役社長 長谷川 和夫

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年5月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年5月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 201号室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第14期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okoku.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成24年3月1日から
平成25年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一昨年震災以降復旧、復興に向けた動きやエコカー補助金などの政策効果により持ち直していたものの、こうした効果の息切れのほか、海外景気の減速を受けて大きく下振れし、夏のボーナス減少、天候不順や残暑などを受けて消費も低迷と内外需全般にわたって下押し圧力が強まる状況となりました。しかしながら、米国景気の回復基調及び平成24年12月の総選挙において政権交代となり、新政権によるアベノミクスと称される景気浮揚策等への期待感から、平成25年年初よりにわかには明るい兆しが見られるようになってまいりました。

そのような経済状況において、当リユース業界におきましては、消費者の低価格志向・節約志向への意識は引き続き強く、また、循環型社会への移行により当業界への関心は更に高まってきております。

当社は『わくわく・ドキドキ・大発見!』を店舗コンセプトにしたリユースショップ「買取王国」を中心に店舗展開を行ってまいりました。個店経営のスタイルをとり、店舗が独自に趣味性が高い多種多様な中古商品を展開することで、地域のお客様に「わくわく」の来店動機と、「ドキドキ」の店内探索を通して、より豊かなライフスタイルの発見を提案しております。

店頭の販売価格や買取価格、品揃えの決定権を現場の従業員に委譲した個店経営を円滑に行うため、会社全体の商品戦略や売上総利益率・回転率の目標、また自社POSシステムから個人別の値入率や価格帯別の販売や在庫などに関する多種多様なデータを「見える化」することで、専門知識を持った従業員が自由に生き活きと働くことができ、かつ、会社の考える方向性の中で各店各部門が売上総利益の最大化を行えるように努めております。

各店の品揃えにおいては、専門知識を持った買取担当者を配置・教育しており、お客様に買取でお持ち込みいただいた商品を一品一品査定することで、マニアックなお客様にも満足いただける適切な買取に努めております。商品を陳列・販売する際には、専門性の高い店舗スタッフが販売商品に係る蘊蓄を手書きしたPOPを作成・掲示するほか、専門知識を生かして積極的にお客様とコミュニケーションを図ることで、満足して商品を購入していただける店舗創りを目指しております。

一方、地域でより幅広くライトなお客様にもご支持いただくために、特にファッションとホビーについて、低単価商品の品揃えにも注力しております。そのため、買取王国業態で買取ができなかった商品の引き取りを積極的に行い、また買取王国業態で過剰となった低単価商品を販売するために、「マイシュウサガール」業態にこれらの商品を移動し短期間に販売しております。

「マイシュウサガール」があることにより、買取王国業態での買取のハードルを下げ、幅広い価格帯で商品をお売りいただくことが可能となり、全社的に買取の客数及び点数の底上げにつながっております。また、売上総利益率の高い低単価商品の構成比を高めることで全体の売上総利益率の向上に寄与しております。

これらの取り組みを強化することで、主力商材であり粗利率の高いファッションとホビーの構成比を高め、TVゲームや音楽・映像ソフトなどパッケージメディアの市場縮小による売上高の減少をカバーし、売上や粗利率の向上に努めてまいりました。

当事業年度におきましてもそれぞれの売上高は、ファッションが2,298百万円（前年同期比11.2%増）、ホビー関連商品が1,063百万円（同11.1%増）と好調に推移しており、このことが全体として売上総利益率の継続的な向上に大きく寄与しております。

また、当社では「マイシュウサガール」という買取王国アウトレットの業態を展開しております。買取王国業態で低単価の商品を集めるにあたり、どんなお持込品でも買取もしくは引き取りを行い、買取王国で販売しない商品や売れ行きがよくない商品をマイシュウサガールに移動することで、買取王国での滞留期間の短縮や廃棄の減少を図っており、結果、マイシュウサガールは、より低価格志向の強いお客様にご支持をいただき、また当社全体として商品の廃棄減少につながっております。

店舗状況としまして、関西圏における2店舗目の出店であり、従来にない大きさの売場面積（2,987㎡）を有する「買取王国寝屋川店」（大阪府寝屋川市）の営業を平成24年6月から開始しました。退店につきましては、平成24年5月に「買取王国桑名大山田店」（三重県桑名市）、「ダンシングベア極楽店」（名古屋市名東区）の2店舗を閉店しました。よって、当事業年度末の店舗数は直営店29店、FC1店の合計30店となりました。

その結果、当事業年度の売上高は5,403百万円（前年同期比2.9%増）、営業利益は480百万円（同19.1%増）、経常利益は467百万円（同13.9%増）、当期純利益は269百万円（同24.4%増）となりました。

(2) 設備の状況

当事業年度における設備投資の総額は70百万円であり、主なものは下表1店舗の新規出店であります。

店舗名	開店日	所在地
買取王国 寝屋川店	平成24年6月23日	大阪府寝屋川市

(3) 資金調達の状況

当社は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）への株式上場に伴い、平成25年2月14日に公募増資により新株式215,000株を発行（引受価額1株につき828円）して178百万円、平成25年2月28日に第三者割当により新株式56,000株を発行（引受価額1株につき828円）して46百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 11 期 (平成21年3月1日から 平成22年2月28日まで)	第 12 期 (平成22年3月1日から 平成23年2月28日まで)	第 13 期 (平成23年3月1日から 平成24年2月29日まで)	第14期(当期) (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)
売 上 高	4,624,837千円	4,829,947千円	5,251,991千円	5,403,067千円
営 業 利 益	129,663千円	203,912千円	403,424千円	480,627千円
経 常 利 益	136,594千円	214,971千円	410,312千円	467,511千円
当 期 純 利 益	71,110千円	105,997千円	216,309千円	269,153千円
1株当たり当期純利益	47円89銭	71円38銭	145円66銭	180円07銭
総 資 産	2,136,080千円	2,300,829千円	2,554,712千円	2,981,082千円
純 資 産	553,517千円	659,514千円	875,823千円	1,369,365千円
1株当たり純資産額	372円74銭	444円12銭	589円78銭	779円82銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は発行済株式総数に基づき、算出しております。
2. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 平成24年12月5日付で1株につき500株の株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、店長を中心としたそれぞれの店舗のスタッフが会社経営に参画する意識を持ち、商品構成や価格決定権などの権限を大幅に委譲されている「個店経営」のチェーン形態をとっております。

各責任者の個性を存分に活かした店づくりをし、かつ、一つの企業体としてのまとまりを保つためには、当社の理念を理解し体现することのできる人財の確保及び育成が第一であり、その上で業績の更なる拡大のための出店があると考えております。

① 人材育成

当社は、個人の『モノが好き』を尊重します。当社の標榜する個店経営において、それを成立せしめるのは各店のユニークなスタッフ達の存在です。当社の主力商品であるファッションやホビーなどの買取査定は、バーコードを読んで買取価格を表示させるなどのシステムに頼ることができず、「いくらで売るか、いくらで買うか」を現場のスタッフのノウハウに依ることから、買取商品及び販売商品の決定権限並びに買取価格及び販売価格の決定権限を現場のスタッフに委譲しております。したがって、商品構成や売上総利益率は現場の従業員に委ねられていると言えます。当社のコアヴァリューたる『サービスを通してWOW!の体験を届ける。』の実現には、単に個性豊かなだけではなく、商品にも人にも真摯に向き合うことが必要です。『真摯たれ』は当社が人財に求める最も重要な価値観であり、これはマニュアル化できるものではありません。日々のコミュニケーションから定期的な社内研修にいたるまで、様々な仕掛けやプログラムを通じて企業風土の醸成を図ってまいります。

② 出店

当社の直営店舗は、東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）を中心にドミナント展開しておりますが、今後は関西圏のドミナント展開も併せて進めてまいります。関西圏へのドミナント戦略の一環として、平成24年2月出店の枚方店（大阪府枚方市）に続いて平成24年6月には寝屋川店（大阪府寝屋川市）の開設をしております。

次期の新規出店は、物件を厳選の上、積極的な出店を検討しております。

③ 新業態の開発

当社の営業店舗では、原則的に自店で買取仕入を行った商品を自店で販売を行っております。今後、地域における買取の占有率を高めるため、より幅広い客層から買取を行う新業態の開発を検討しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成25年2月28日現在）

当社は、総合リユース小売業として、買取王国、マイシュウサガール及びその他業態を運営しております。

(7) 主要な営業所（平成25年2月28日現在）

- ① 本 社 愛知県名古屋市港区川西通五丁目12番地
② 店 舗

業 態	店 舗 名
総合リユースショップ 買取王国 (直営店25店舗、 FC1店舗)	愛知県：一宮店、港店、小牧店、高辻店、藤が丘店、緑店、 春日井店、植田店、高畑店、守山大森店、 豊田インター店、豊橋牛川店、豊橋神ノ輪店、 半田インター店、岡崎南店、岡崎大樹寺店、刈谷店、 豊山店
	三重県：鈴鹿店
	岐阜県：可児店、岐阜河渡店、大垣店、岐阜長良店、FC多治見店
	大阪府：枚方店、寝屋川店
マイシュウサガール (直営2店舗)	愛知県：一宮店、豊田店
古本・メディア等 リユースショップ ダンシングベア (直営1店舗)	愛知県：ダンシングベア港店
服飾専門 リユースショップ キングファミリー (直営1店舗)	愛知県：名古屋緑店

(8) 従業員の状況（平成25年2月28日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
107名 (366名)	7名増 (18名増)	33歳11ヵ月	4年3ヵ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数(外書)は、臨時従業員の平均年間雇用人員(1日8時間換算)であります。

(9) 主要な借入先の状況（平成25年2月28日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	328,955千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	308,330千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	106,666千円

2. 株式の状況（平成25年2月28日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 5,940,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,756,000株 |
| (3) 株主数 | 1,376名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
有限会社カルチャービジネス	524,000株	29.84%
長谷川 和 夫	190,000株	10.82%
長谷川 太 一	105,000株	5.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58,800株	3.34%
買取王国社員持株会	58,400株	3.32%
株式会社SBI証券	45,400株	2.58%
野村証券株式会社	44,900株	2.55%
大阪証券金融株式会社	43,000株	2.44%
坪 井 秀 樹	35,000株	1.99%
壬 生 順 三	30,000株	1.70%

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成25年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 和 夫	
取締役副社長	坪 井 秀 樹	営業本部長
専務取締役	壬 生 順 三	管理本部長
取 締 役	西 尾 爾 宏	経営企画部長
常勤監査役	松 岡 保 富	
監 査 役	深 谷 雅 俊	深谷会計事務所所長
監 査 役	荒 木 隆 浩	

- (注) 1. 監査役深谷雅俊氏及び監査役荒木隆浩氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 当社は、社外監査役兩名を独立役員として大阪証券取引所に届け出ております。
 4. 取締役副社長坪井秀樹氏は平成25年4月10日付で退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役分)	4名 (一名)	53,897千円 (一千万円)
監 査 役 (うち社外監査役分)	3名 (2名)	9,090千円 (1,200千円)
合 計 (うち社外役員分)	7名 (2名)	62,987千円 (1,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は、次のとおりであります。
- 取締役：年額 120百万円（平成23年5月31日開催の定時株主総会の決議）
- 監査役：年額 12百万円（平成23年5月31日開催の定時株主総会の決議）

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	深 谷 雅 俊	当事業年度開催の取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。
監 査 役	荒 木 隆 浩	社外監査役就任後開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、社外監査役就任後開催の監査役会12回のうち11回に出席し、当社とは異なる事業分野での経営企画業務及び経理財務業務の経験から適宜発言を行っています。

- (注) 1. 荒木隆浩氏は平成24年5月30日開催の定時株主総会の決議において新任の監査役として就任しております。
2. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
3. 深谷雅俊氏は、深谷会計事務所の所長であります。なお、当社は、深谷会計事務所との間に特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,200千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	18,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、当社は監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性及び効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は取締役会規程に則り、月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図る。また、常勤監査役・社外監査役も取締役会に参加し取締役の監視を行う。
- ② コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月1回定例開催する。
- ③ 内部監査室を設置し、独立した専門部署として業務を行う。
- ④ 内部監査室は監査役、その他の部門と連携しながら職務を行い、業務の適法性・妥当性等を監査する。
- ⑤ 内部通報制度として、社外通報サービスを利用するなどして、情報収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に関する文書は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
- ② 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク一覧表を作成し、管理本部長の下、全社的取り組みとする。
- ② 内部監査室の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- ③ 顧客等の個人情報については個人情報管理規程を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程に取締役の職務・責任を定める。
- ② 取締役会は取締役会規程に則り月1回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容は監査役会と相談し、その意見を充分考慮の上検討する。
 - ② 監査役スタッフは当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
 - ③ 監査役スタッフの任命・異動については監査役会の同意を要する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役（常勤監査役及び社外監査役）は取締役会に出席する。
 - ② 会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役は定期的に意見を交換する体制を整える。
 - ② 会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査役の監査業務を効率的に進める。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,010,581	流動負債	663,311
現金及び預金	646,820	買掛金	21,809
売掛金	79,082	短期借入金	100,000
商品	1,180,561	1年内返済予定の長期借入金	292,991
前払費用	60,249	未払金	52,726
繰延税金資産	37,988	未払費用	42,674
その他	5,878	未払法人税等	90,324
固定資産	970,501	未払消費税等	17,818
有形固定資産	600,313	預り金	13,004
建物	244,901	賞与引当金	16,347
構築物	35,148	ポイント引当金	13,042
車両運搬具	0	その他	2,572
工具、器具及び備品	39,491	固定負債	948,406
土地	280,342	長期借入金	853,421
建設仮勘定	430	退職給付引当金	20,800
無形固定資産	28,934	資産除去債務	73,405
借地権	4,636	その他	780
ソフトウェア	23,969	負債合計	1,611,717
その他	328	純資産の部	
投資その他の資産	341,253	株主資本	1,369,365
出資金	20	資本金	330,319
長期前払費用	4,458	資本剰余金	260,319
繰延税金資産	20,812	資本準備金	260,319
差入保証金	272,993	利益剰余金	778,727
保険積立金	42,969	その他利益剰余金	778,727
		繰越利益剰余金	778,727
資産合計	2,981,082	純資産合計	1,369,365
		負債及び純資産合計	2,981,082

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成24年3月1日)
(至 平成25年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,403,067
売 上 原 価		2,503,964
売 上 総 利 益		2,899,103
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,418,475
営 業 利 益		480,627
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	98	
受 取 保 険 金	1,211	
受 取 手 数 料	19,710	
そ の 他	2,538	23,559
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,957	
株 式 公 開 費 用	21,387	
そ の 他	329	36,674
経 常 利 益		467,511
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	33	33
特 別 損 失		
解 約 違 約 金	1,000	
固 定 資 産 除 却 損	577	1,577
税 引 前 当 期 純 利 益		465,967
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	180,943	
法 人 税 等 調 整 額	15,870	196,814
当 期 純 利 益		269,153

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年3月1日)
(至 平成25年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計	
		資 本 準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	218,125	148,125	148,125	509,573	509,573	875,823	875,823
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	112,194	112,194	112,194	—	—	224,388	224,388
当 期 純 利 益	—	—	—	269,153	269,153	269,153	269,153
事業年度中の変動額合計	112,194	112,194	112,194	269,153	269,153	493,541	493,541
当 期 末 残 高	330,319	260,319	260,319	778,727	778,727	1,369,365	1,369,365

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～20年
構築物	2～20年
車両運搬具	2～5年
工具器具備品	2～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、過去の使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員の当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

金利スワップは借入金利息等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び当期純利益を算定しております。

(7) 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 325,840千円
(2) 国庫補助金による固定資産圧縮額 6,256千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	2,970	1,753,030	—	1,756,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加	1,482,030株
公募による新株の発行による増加	215,000株
第三者割当増資による増加	56,000株

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月30日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	17,560	10	平成25年2月28日	平成25年5月31日

(注) 記念配当10円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,162千円
未払事業税	7,907千円
ポイント引当金	4,916千円
退職給付引当金	7,348千円
減損損失	1,437千円
商品評価損	14,347千円
資産除去債務	25,934千円
その他	4,746千円
繰延税金資産合計	72,801千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	14,001千円
繰延税金負債合計	14,001千円
繰延税金資産純額	58,800千円

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	55,768千円
1年超	987,865千円
合計	1,043,633千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行っておりません。また、資金調達の一必要が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

営業債務である買掛金については、原則1ヵ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は、金利変動リスク及び流動性リスクに晒されております。一部の借入金については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化等を目的とした金利スワップ取引を行うことにより、リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)ヘッジ会計の方法」に記載しております。また、流動性リスクについては、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	646,820	646,820	—
(2) 売掛金	79,082	79,082	—
資産計	725,902	725,902	—
(3) 買掛金	21,809	21,809	—
(4) 短期借入金	100,000	100,000	—
(5) 未払金	52,726	52,726	—
(6) 未払費用	42,674	42,674	—
(7) 長期借入金	1,146,412	1,160,371	13,959
負債計	1,363,623	1,377,583	13,959
デリバティブ取引	—	—	—

※ 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(上記(7)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
差入保証金	272,993

差入保証金については、返還期限の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

区 分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	252,118	208,915	172,396	127,076	92,916

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 779円82銭

(2) 1株当たり当期純利益 180円07銭

(注) 当社は、平成24年12月5日付で普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上されているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.03%～1.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	46,299千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,570千円
時の経過による調整額	1,026千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,490千円
期末残高	73,405千円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年4月18日

株式会社買取王国
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山内 和雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社買取王国の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年4月24日

株式会社買取王国 監査役会

常勤監査役	松	岡	保	富	Ⓢ
社外監査役	深	谷	雅	俊	Ⓢ
社外監査役	荒	木	隆	浩	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

株主の皆様に対する利益還元は、経営の最重要課題と認識しておりますが、事業の安定的成長とより磐石な収益基盤の構築は当社の最優先課題であり、内部留保の充実による企業体質強化にも意を用いる必要があると考えております。

上記方針に基づき、平成25年2月14日に株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）へ上場ができましたことから記念配当10円を以下のとおり第14期の期末配当といたしたいと存じます。

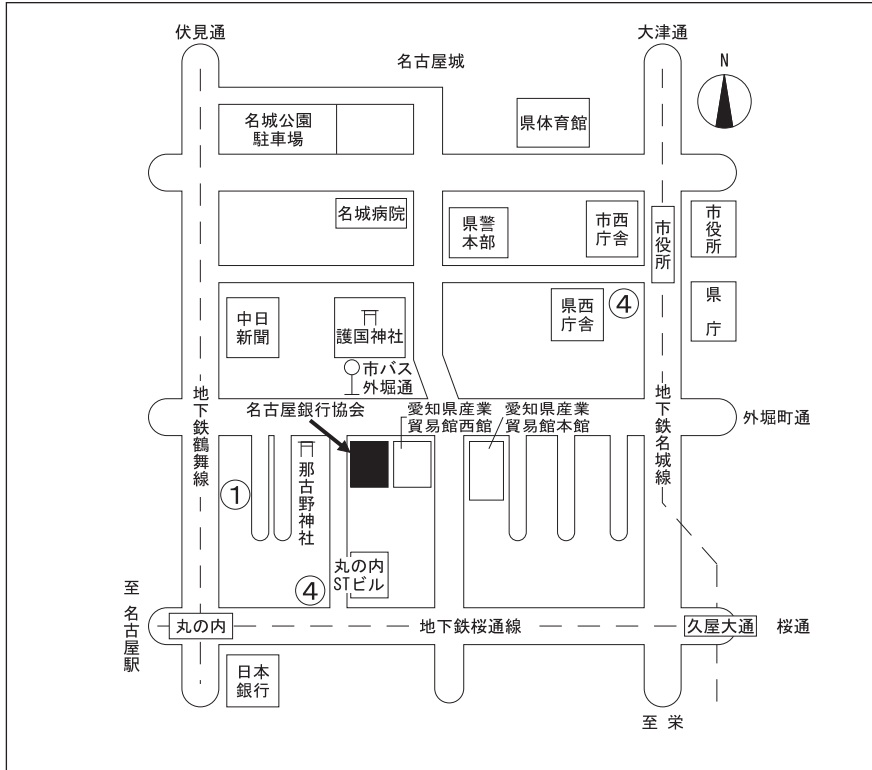
期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円（記念配当10円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は17,560,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年5月31日

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 201号室
電話 052-231-7851(代)



交通機関 地下鉄一桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分
市バス—名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ
※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。